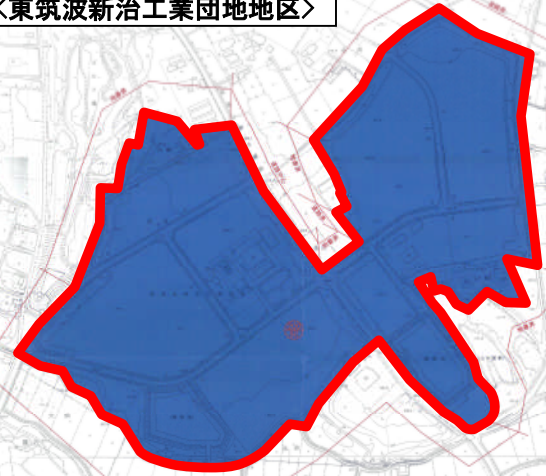


位置図

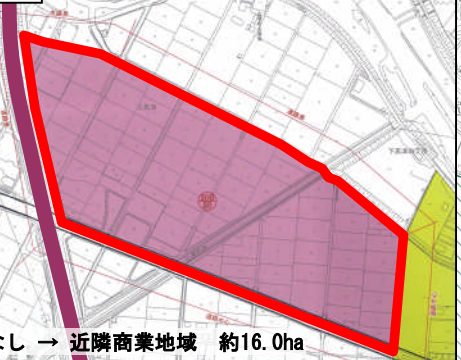
土浦・阿見都市計画 用途地域の変更【土浦市決定】

〈東筑波新治工業団地地区〉



用途指定なし → 工業専用地域 約35.3ha

〈高津地区〉



用途指定なし → 近隣商業地域 約16.0ha

〈上高津地区〉



① 用途指定なし → 第一種低層住居専用地域 約3.6ha
② 用途指定なし → 第一種住居地域 約0.5ha
③ 第一種低層住居専用地域 → 第一種住居地域 約0.3ha

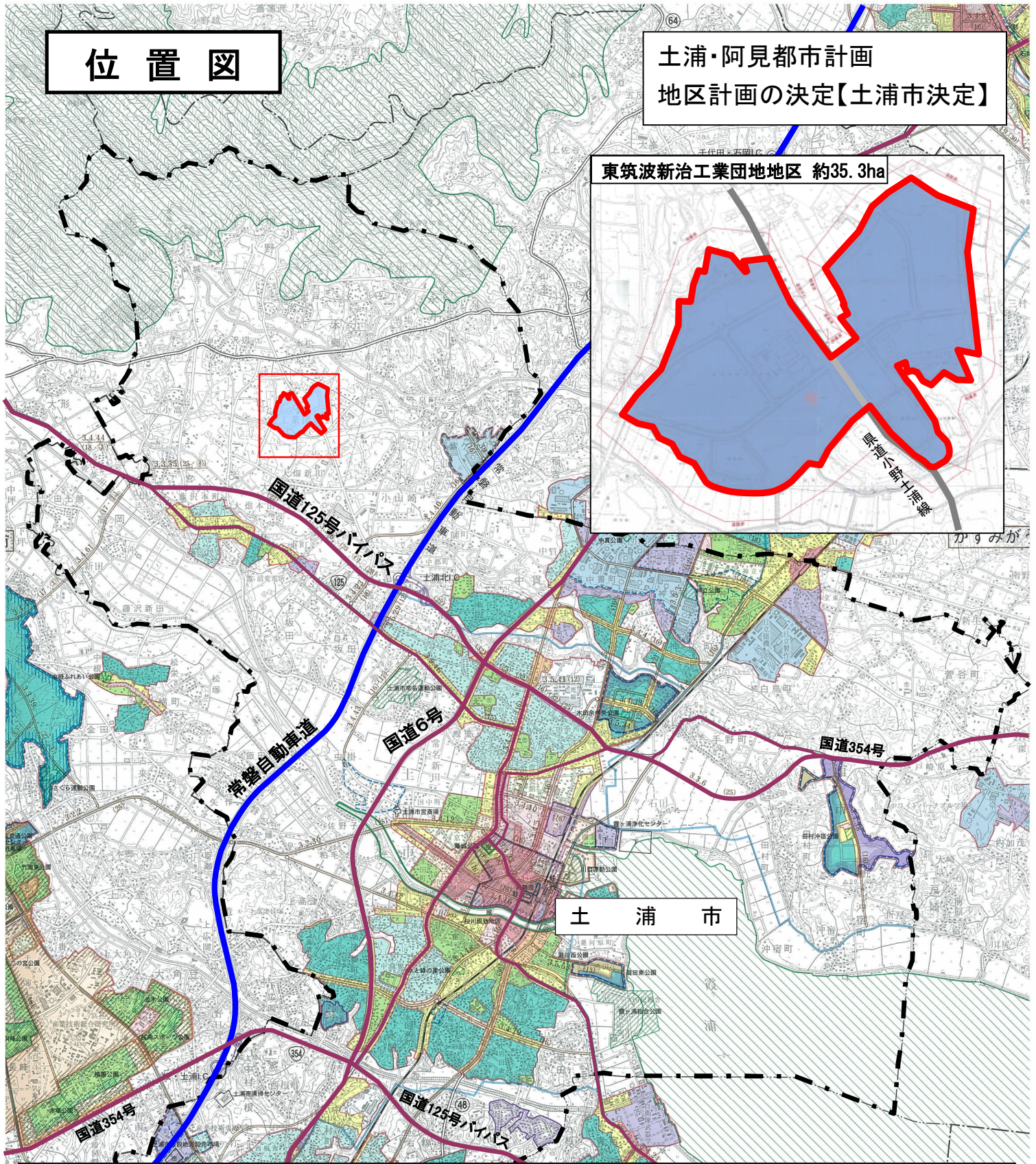
【変更理由】

活力ある都市の形成を目指し、土浦市都市計画マスタープランに基づいた土地利用の誘導を図るため、区域区分の変更と併せ、用途地域の変更を行うものである。

位置図

土浦・阿見都市計画
地区計画の決定【土浦市決定】

東筑波新治工業団地地区 約35.3ha



【建築物等に関する制限】

- ・ 建築物等の用途の制限
- ・ 建築物の敷地面積の最低限度
- ・ 壁面の位置の制限
- ・ 建築物等の高さの最高限度
- ・ 建築物等の形態又は意匠の制限
- ・ かき又は柵の構造の制限

【決定理由】

東筑波新治工業団地開発施行区域において、周辺の自然環境との調和や環境負荷の軽減に配慮しつつ、緑豊かな工業団地の形成と地域の核となる生産環境を目指した土地利用を行うとともに、よりきめ細かに建築物を規制・誘導し、良好な工業団地の環境の創出・保全を図るため、本案のとおり地区計画を定めるものである。

位置図

土浦・阿見都市計画
地区計画の決定【土浦市決定】

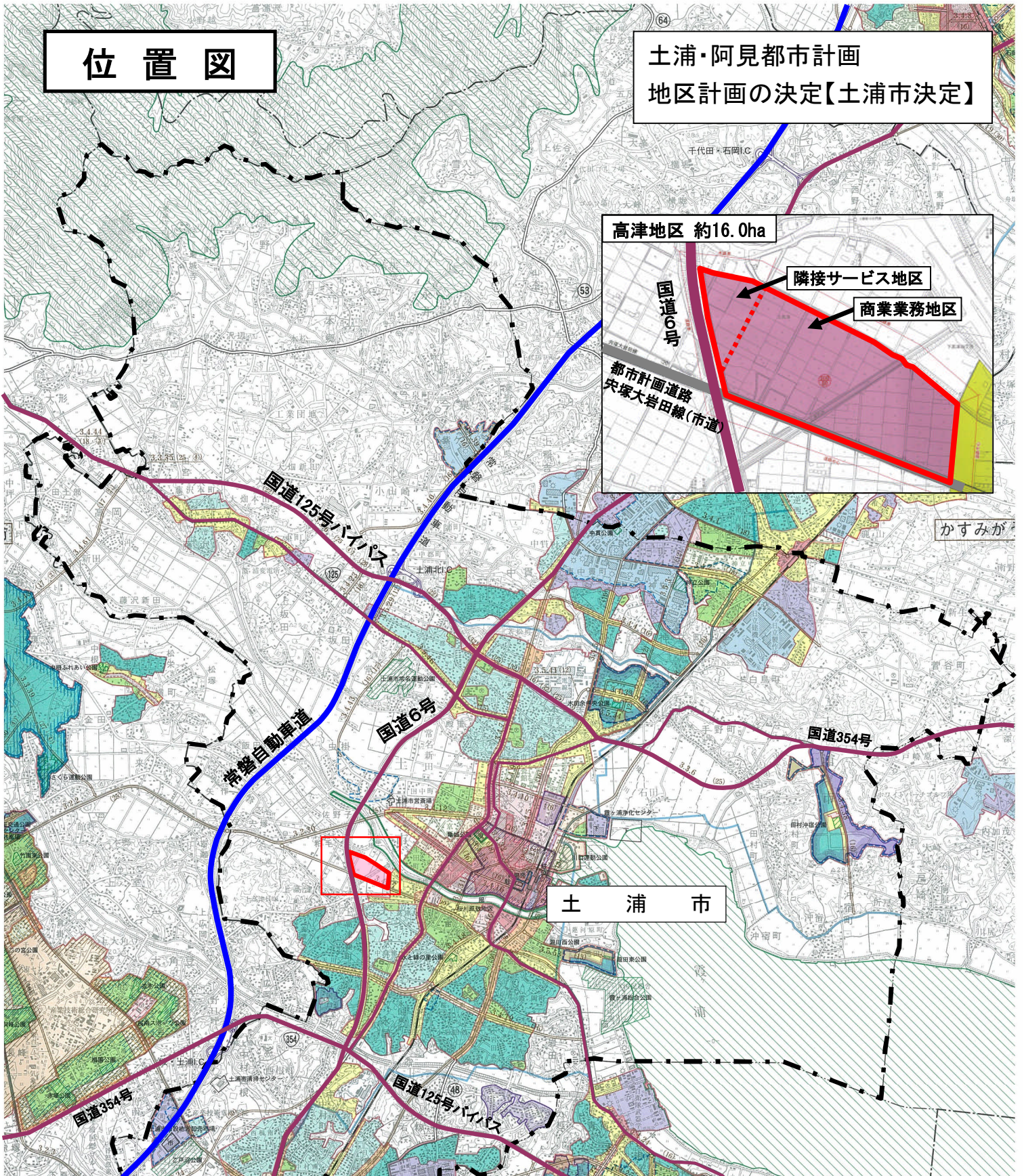
高津地区 約16.0ha

隣接サービス地区

商業業務地区

国道の号

都市計画道路
尖塚大岩田線(市道)



【建築物等に関する制限】

- ・ 建築物等の用途の制限
- ・ 建築物の敷地面積の最低限度
- ・ 壁面の位置の制限
- ・ 建築物等の高さの最高限度
- ・ 建築物等の形態又は意匠の制限
- ・ かき又は柵の構造の制限

【決定期由】

周辺の住環境や自然環境に配慮し、また、周辺地域の景観に調和した緑豊かでゆとりある商業・業務地としての土地利用を行うとともに、周辺地区との整合性を持った土地利用を規制・誘導するため、本案のとおり地区計画を定めるものである。